

No. 261 2019 年 1 月 30 日

□■感染症情報(H31 年第 3 週)□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■

●トピックス

◆県内全域における「インフルエンザ警報」の継続について

銚田保健所管内において、1 定点あたり第 2 週 57.80、第 3 週 70.60 とさらに増加しています。

県において、1 定点あたり第 2 週 39.87 (国 38.54)、第 3 週 68.05 (国 53.91) と先週よりさらに増加し、昨年同時期と比較して非常に高い状況です。

また、管轄保健所別のインフルエンザ定点当たりの患者報告数をみると、竜ヶ崎 (96.93)、常陸大宮 (95.50)、土浦 (88.54)、古河 (82.50) の順に高い状況です。

<県衛生研究所におけるインフルエンザウイルス検出率>

期 間：H30 年 9 月 3 日から H31 年 1 月 20 日まで

内 訳：AH3 (A 香港型) [24.07%]

AH1pdm09 [75.93%]

B 型 [0%]

県において、インフルエンザ警報が発令され、インフルエンザによる学級閉鎖等措置や集団発生が発生していますので、こまめな手洗いや咳エチケット等感染対策の徹底をお願いいたします。

一般的にインフルエンザを発症してから、3~7 日間はウイルスを排出すると言われてしますので、その期間は、外出を控えるようお願いします。

また、施設等で感染症等による集団発生 (定義については、下記参照) が、あった場合には、早急に管轄の保健所へ報告をお願いします。

【インフルエンザ流行情報 第 7 報 (県)】

<http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/eiken/idwr/influenza/documents/2018sflureport07.pdf>

【インフルエンザ様疾患による学級閉鎖等措置・集団発生等の状況について (第 16 報)】

<http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/eiken/idwr/influenza/documents/2018flu16.pdf>

【平成 30 年度 今冬のインフルエンザ総合対策について (厚生労働省)】

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>

【平成 30 年度インフルエンザ Q&A (厚生労働省)】

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html>

【インフルエンザとは (国立感染症研究所)】

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/a/flu.html>

銚田保健所 | 〒311-3516
| 〒311-1517 行方市井上藤井 98-8 | 銚田市銚田 1367-3
| [TEL:0299-56-0600](tel:0299-56-0600) |
[TEL:0291-33-2158](tel:0291-33-2158) FAX:0299-37-4111 FAX:0291-33-3136
